

長南町入札約款

平成10年 3月25日制定
平成20年 8月 1日改正
平成24年 9月 1日改正
令和 4年 4月 1日最終改正

(目的)

第1条 長南町の発注に係る工事又は製造の請負、工事用材料の買入れ及び調査、測量、設計等の委託の契約に係る競争入札を行う場合における入札その他の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の法令に定めるもののほか、この入札約款の定めるところによるものとする。

(入札等)

第2条 入札参加者は、設計図書、仕様書、契約書案及び現場等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、設計図書、仕様書、契約書案等について疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書は別記第1号様式により作成し、封かんのうえ、入札者の氏名を表記し、公告又は通知書に示した時刻までに入札箱に投入しなければならない。

3 入札参加者は代理人をして入札させるとときは、別記第2号様式による委任状を持参させなければならない。

4 入札参加者又はその代理人は、入札の前に別記第3号様式による誓約書を提出しなければならない。

5 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

6 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当する者を入札代理人とはすることはできない。

7 入札参加者は、入札書を入札箱に投入した後は、開札前後を問わず、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札辞退)

第3条 入札参加資格がある旨の確認を受けた者又は指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加資格がある旨の確認を受けた者又は指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

- (1) 入札執行前にあっては、入札辞退届（別記第4号様式）を入札担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。
 - (2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けすることはない。

(入札の取りやめ等)

第4条 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

- 2 入札参加者が一人である場合は、特別な事情がない限り入札をとりやめるものとする。
(無効となる入札)

第5条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 所定の入札保証金を納付しない者のした入札（免除の場合を除く。）
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合であると認められる入札
- (8) 同一事項の入札について他の入札参加者の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

(落札者の決定)

第6条 総合評価落札方式によらない工事又は製造に係る入札においては、入札を行った者のうち、予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とし、特に最低制限価格を設けない場合においては、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- 2 委託業務及び物品の購入に係る入札においては、最低価格をもって入札した者を落札者とする。
- 3 総合評価落札方式による工事又は製造に係る入札においては、入札を行った者のうち、落札の前提となる一定の要件（以下「落札必要要件」という。）に該当し、予定価格及び最低制限価格の範囲内の価格をもって入札した者で、価格と技術評価点から算出

する評価値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。特に最低制限価格を設けない場合においては、落札必要要件に該当し、予定価格の範囲内の価格をもつて入札した者で、評価値の最も高い者を落札者とする。

4 第1項、第3項の最低制限価格は、予定価格の10分の7.5から10分の9.2に相当する額とする。

（同価格又は同評価値の入札者が二人以上ある場合の落札者の決定）

第7条 落札となるべき同価格又は同評価値の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に關係のない職員にくじを引かせる。

（再度入札）

第8条 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

2 前項の場合において、再度入札の回数は、原則として2回までとする。

3 再度入札に参加できる者は、1回目の入札に参加した者で最低制限価格を下回らない入札をした者とする。ただし、入札が無効になった者は、再度入札に参加できないものとする。

4 前項の規定にかかわらず、予定価格を事前公表する入札については、再度入札は行わない。

（契約の締結）

第9条 落札者は、落札決定の日から7日以内に契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者の承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に当該契約を締結しないときは、落札はその効力を失う。

（契約の保証）

第10条 工事又は製造の請負契約に係る落札者は、当該契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、契約担当者が特にその必要がないと認めたときは、この限りでない。

(1) 当該契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、契約担当者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

(2) 当該契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(3) 当該契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

(4) 契約保証金の納付

(5) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

3 第1項の規定により、落札者が同項第1号又は第5号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

(異議の申立て)

第11条 入札をした者は、入札後、この約款、設計図書、仕様書、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第12条 契約担当者は、必要があるときは、入札参加者から入札金額見積内訳書の提出を求めることができる。

(沿革)	平成10年 3月25日全部改正	平成10年 4月 1日施行
	平成20年 8月 1日改正	同日施行
	平成24年 9月 1日改正	同日施行
	令和 4年 4月 1日改正	同日施行

別記第1号様式の1 (工事用)

入 札 書

年 月 日

長南町長 様

住 所

氏 名

印

代理人氏名

印

入札約款を遵守し、下記金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって工事請負契約書（案）のとおり請負いたします。

一金 円也

工事箇所

工事名

※金額は算用数字で記入する

第1号様式の2 (業務委託用)

入 札 書

年 月 日

長南町長 様

住 所
氏 名 印
代理人氏名 印

入札約款を遵守し、下記金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって業務委託契約書（案）のとおり請負いたします。

一金 円也

業務委託箇所

委託業務名

※金額は算用数字で記入する

第1号様式の3 (共同企業体用)

入札書

年月日

長南町長 様

共同企業体の名称 共同企業体

代表者 住 所

商号及び名称

代表者氏名

印

住 所

商号及び名称

代表者氏名

印

代理人氏名

印

入札約款を遵守し、下記金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって工事請負契約書（案）のとおり請負いたします。

一金 円也

工事箇所

工事名

※金額は算用数字で記入する。

第2号様式の1 (工事用)

委 任 状

年 月 日

長南町長 様

住 所
氏 名 ㊞

私は都合により (代理人の氏名 印) を代理人と定め、下記工事の入札及び見積
に関する一切の権限を委任いたします。

記

工事箇所

工事名

第2号様式の2 (業務委託用)

委 任 状

年 月 日

長南町長 様

住 所
氏 名

印

私は都合により (代理人の氏名 印) を代理人と定め、下記業務委託の入札及び
見積に関する一切の権限を委任いたします。

記

委託業務箇所

委託業務名

第2号様式の3（共同企業体用）

委 任 状

年 月 日

長南町長 様

共同企業体の名称 共同企業体

代表者 住 所

商号及び名称

代表者氏名

印

住 所

商号及び名称

代表者氏名

印

私は都合により (代理人の氏名 印) を代理人と定め、下記工事の入札及び見積に関する一切の権限を委任いたします。

工事箇所

工事名

第3号様式の1 (工事用)

誓 約 書

年 月 日

長南町長 様

住 所
氏 名 印
代 理 人 印

工事箇所

工事名

上記工事の入札に際し、連合等による入札の公正を害するような行為をしないことを誓約します。

第3号様式の2 (業務委託用)

誓 約 書

年 月 日

長南町長 様

住 所
氏 名 印
代 理 人 印

委託業務箇所

委託業務名

上記工事の入札に際し、連合等による入札の公正を害するような行為をしないことを誓約します。

第3号様式の3 (共同企業体用)

誓 約 書

年 月 日

長南町長 様

共同企業体の名称 共同企業体

代表者 住 所
商号及び名称
代表者氏名 ㊞

住 所
商号及び名称
代表者氏名 ㊞

代理人氏名 ㊞

上記工事の入札に際し、連合等による入札の公正を害するような行為をしないことを誓約します。

第4号様式

入札辞退届

工事等の名称

上記について指名を受けましたが別記理由により入札参加を辞退します。

年　　月　　日

住　　所

商号及び名称

代表者氏名

(印)

長南町長　　様

- 注意 1) この届けは、入札執行前には契約担当者に直接持参するか又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る）してください。
- 2) 入札執行中には、この届け又はその旨を明記した入札書を、入札執行宣言の前に入札執行者に直接提出してください。
- 3) 電車等の遅れ等やむを得ず入札に参加できなかったときは、事後においても必ず契約担当者に持参提出してください。
- 4) 入札を無断で辞退するがないように十分ご留意ください。

別紙理由

入札辞退理由

1. 手持ち工事が多く、さらに工事を受注することが困難ある。
(向こう カ月程度)
2. この工事を受注した場合、技術者の確保が困難である。
3. 作業員の確保が困難である。
4. 会社（個人企業の場合は個人）の都合による。
5. その他（ ）

- 注意 1) 辞退理由により、不利益な取扱いを受けることはありません。
- 2) 辞退理由のうち、該当するものに○をつけてください。
 - 3) 辞退理由 1 の場合には、受注困難である月数を記入してください。
 - 4) 辞退理由 5 の場合には、簡潔に理由を記入してください。